

府政報告

No. 1811

日本共産党京都府会議員団

発行 2004. 10. 12 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 14頁

- 京都府議会9月定例会は、10月8日閉会しました。
最終本会議では、山内佳子議員が「意見書・決議案についての討論」に、島田けい子議員が「議案に対する討論」に立ちました。その全文を紹介します。

島田けい子議員の「議案に対する討論」

(2004年10月8日)

日本共産党の島田けい子です。

私は、日本共産党府議会議員団を代表して、ただいま、議題となっています議案13件のうち、第5号議案に反対、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、第5号議案、京都府立学校授業料徴収条例一部改正の件についてです。長引く不況とリストラという経済情勢のなかで、府内で働く常用労働者の平成15年度の平均給与は月に24万6千円にとどまり、5年前と比べて3万円も減少しています。一方、公立高校の子どもをもつ家庭の教育費は平均月4万4千円と年々増えており、府民の家計はますますきびしくなっています。こうしたなかで高校授業料を値上げすることは、府民生活をいっそう圧迫するものであります。また、政府の国民生活白書の中でも、子どもの将来の教育にお金がかかることが、子育てのつらさの一番の原因となっているといわれています。今回の教育費負担増は、府民の子育ての不安をますます高め、少子化対策に逆行する事態を招きかねないものであります。こうした府民のくらしの実態に目を向けず、国言いに3年毎に値上げを繰り返すやり方はやめるべきです。よって、第5号議案には反対です。

他の議案には賛成するものですが、二点について、指摘をさせていただきます。

まず、第1号議案中、債務負担行為の追加補正、府営住宅整備等事業費23億9400万円についてです。

今年度当初予算で、PFI手法導入のモデルケースとして、府営団地への導入検討費1千万円が組まれました。PFI事業は、分離分割発注ができず、一括契約になるために、大企業への発注にかたより、中小企業、地元企業は下請けにしか入れないという問題や自治体の責任放棄、住民の担増、サービス低下を招く危険がある重大な問題のある手法です。PFI導入にあたっては、これらの問題点を充分検討する必要があります。だからこそこの検討費1000万円でありませぬ。

ところが、予算的にも24億円を要し、内容的にも重要な事業であるにもかかわらず、今議会には、債務負担行為の追加補正ということで目立たない形で提案されています。

経過を聞きますと、昨年11月に、PFI導入指針を策定したとのことですが、所管である出納管理局から議会総務委員会には説明がありません。今年七月にPFIの実施方針を決定したということで、A4版2ページの「概要説明」のみ報告がされたわけですね。当然ながら、「VFM」つまり、これまでの建設方式と、PFI方式の比較検討結果について、議会にきちんと報告されるべきものです。ところが、建設常任委員会で質疑の中で、「特定事業」として9月15日に決定をされた」との答弁があっただけで、事業費6%減の詳細な説明とその根拠もしめしませんでした。議会にも知らせず、府民も知らせずでは、「情報共有」「説明責任」どころか、「情報隠蔽」「説明放棄」ではありませんか。まったくの議会軽視といわざるをえません。府営常団地の立て替えそのものは賛成ですが、こういうやり方で、23億9400万円の債務負担行為の追加補正をすることには反対するものです。

次に、第2号議案中の府立医科大学附属病院外来棟等の整備事業についてです。私どもとしてもこれまで、附属病院については、外来棟をはじめ病棟、病室の換気など療養環境や診療室の衛生管理上の問題、NICUの改善、さらには、こども病院の療養環境の整備などを求

めて参りましたので、立替整備をされることは賛成するものですが、問題はの中身と手続きです。

第一に、整備計画があまりにも急ごしらえのものとなっていることです。医大病院の整備を口実として、洛東病院を廃止するために、急ごしらえの検討が行われたことが今議会で明らかになりました。

知事は、本会議で、「内科系・外科系をあわせた小児や脊椎損傷も含めた急性期リハビリを平成17年度、来年度4月から実施する予定である」と答弁しましたが、文教常任委員会では、医大事務局長は「知事の答弁を受けまして、これから大学内部で検討する」とのことであり、まったく寝耳に水のような答弁でした。結局、具体的内容については、なんら、明らかになっていません。これでは、洛東病院のリハビリ医療を附属病院が担いうるのかどうか、検討のしようがないではありませんか。

昨年3月、医科大学附属病院外来診療棟整備構想が策定され、その後パブリックコメントなどを実施して、今年3月には「基本計画」が策定をされましたが、この中には、リハビリテーションの総合拠点整備は、入っていませんでした。ところが、今回提案された「外来診療等整備の方向」には、これが、突然、盛り込まれました。

平行して、今議会に示された、「きょうと健康長寿日本一アクションプラン」案は、9月7日の第三回検討委員会まで、議題にも上っていなかった「附属病院のリハビリ医療の拠点整備」が、9月27日に発表された「中間まとめ」に急遽盛り込まれました。これも、9月10日、知事が、「洛東病院については廃止という検討委員会意見を尊重すべき」と記者会見して、あわてて、盛り込んだのは明らかです。

洛東病院の廃止について、包括外部監査と急ごしらえの府立病院あり方検討委員会が外堀を埋めるような働きを急速に進めたことは、代表質問で、わが党の本庄議員が指摘をした通りです。

とりわけ、「あり方検討委員会」に京都府が呼んだNPO法人「公的病院をよくする会」は、その実態は医業経営コンサルタント会社であり、しかも兵庫県で昨年九月に認証されたばかりの団体です。いかにも市民代表であるかのようにカモフラージュして参加し、ここが府立医大病院への統合を結論づける中心的役割を果たしているのです。

どこからみても、洛東病院を廃止という財政当局や知事がしいたルールの上でのつじつまあわせが行われたことは明瞭です。

第二に、整備計画に盛り込まれたリハビリテーションの総合拠点整備についてです。外来診療棟整備の完成年度は2023年とこれから8年も先のことです。しかも、洛東病院の回復期リハビリの機能は医大には引き継がれません。常任委員会でも指摘しましたが、医大病院が担う急性期リハビリを効率よく運営するためにも、民間医療機関では対応のむづかしい重度の障害をもつ患者さんの回復期・維持期の体制は公的に整備をする必要があります。あり方検討委員会でも、「京都府のリハビリテーション施策は決して進んでいない」と指摘されており、昨年2月の予算委員会で保健福祉部長も「高齢化社会におけるリハビリ医療に対するニーズ的確にこたえていくことを視点に、来年度から、病棟再編による新しい病棟の新設など、充実強化を図り、特色のある病院づくりをすすめていく」と、答弁しているのです。あらためて、全府的なリハビリテーション施設のあり方を検討する専門委員会を立ち上げて、早急に、洛東病院の立て替え、充実もふくめ、京都府のビジョンをあきらかにすべきです。附属病院外来棟の整備計画が承認をされたとしても、この年度末に洛東病院を廃止することは絶対にあってはなりません。

洛東病院は廃止しかないという最大の理由は、財政問題であり、50億円が出せないとのことですが、たとえば、府民から見て急ぐ必要のない「丹後の大規模公園事業」は50億円もかけてつくる計画です。府民にとって、どちらに緊急性・重要性があるかは明瞭です。いずれにいたしましても、洛東病院の廃止の結論をおしつけるのではなく、引き続き、府民と議会への情報公開を行い、幅広い声を聞くことを求めるものです。

以上で討論をおわります。ご静聴ありがとうございます。

山内よし子議員の「意見書・決議案についての討論」(10月8日)

日本共産党の山内佳子です。日本共産党府会議員団を代表していただき議題となっております9意見書案、及び1決議案について、4会派提案の「郵政事業の経営形態のあり方について国民的合意を求める意見書案」及び「地方財政の破綻防止を求める意見書案」に反対し、他の7件の意見書案及び1件の決議案に対して賛成の立場で討論をおこないます。

まずわが党提案の郵政事業の民営化に関する意見書案と4会派提案の「郵政事業の経営形態のあり方について国民的合意を求める意見書案」についてです。

郵政事業は明治4年に始まり、明治8年には貯蓄手段の提供として郵貯が、また大正5年に国民に簡易に利用できる小口の保険を提供するものとして簡保が創業し、それ以降132年間、非営利の国営事業として営まれ、全国一律のサービスを保証してきました。ところが政府は9月10日の臨時閣議において、日本郵政公社を分割民営化する方針を決定しました。

そもそも郵政民営化は大手銀行や保険会社の要求から始まったものですが、民営化されれば、採算と効率化が重視され、国民が長年恩恵に浴してきた公的サービスが市場原理にゆだねられ、全国一律のユニバーサルサービスの継続・維持が困難になります。現状でも過疎地域の集配業務は採算割れになっており、料金値上げ等も予想されます。また郵貯も口座維持手数料の新設や、過疎地の局の廃止などが予想されます。ニュージーランドでは、民営化した後に、地方都市の郵便局廃止が相次ぎ、お年よりが年金を受け取れないなどの問題が続出したため、国営の小口金融機関が復活しています。

4会派から提案されている意見書は、民間にできることは民間にという民営化の立場であり、5原則を踏まえることも要望されていますが、これは経済財政諮問会議で提案された郵政民営化の基本方針であります。また「改革の移行期」における配慮を求めていることをみても、「国民的合意を求める」と言いながらも、民営化を大前提にしたものであり、反対です。

わが党提案の意見書案は国民の願いに応じて明確に郵政民営化に反対するものであり、みなさんの賛同をお願いするものです。

次に4会派提案の「地方財政の破綻防止を求める意見書案」およびわが党提案の「国庫補助負担金及び地方交付税に関する意見書案」について、並びに、4会派提案の「市町村財政への支援の強化を求める決議案」についてです。

政府が進めている「三位一体」改革は、初年度となった今年度、税源移譲をはるかに上回る国庫補助負担金と地方交付税等の削減にみられるように、国の地方への財政支出を大幅に削減することを目的としたものであることは明らかです。京都でも補助金の削減額が90億円以上にも及び、その結果京田辺市では、幼稚園園舎立て替えを進めてきたのに補助金が削減されて、立て替え計画に重大な支障を来すなど、住民の福祉の向上と相容れない深刻な事態が急速に広がりました。地方自治体にとっては、予算編成の困難に直面し、府内の市町村長をはじめ全国で厳しい批判がわきおこったことは、みなさん御承知のとおりです。

こうしたなか、地方6団体は「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出し、国庫補助負担金の削減・廃止の代わりに、3兆円の地方への税源移譲、地方交付税制度を堅持して都道府県・市町村の財政運営に大きな支障が出ないように求めたところであります。

ところが、財務省は「公共投資の経費は建設国債でまかなっており、税源移譲の対象ではない」とし、廃止後の財源保障はないという姿勢です。経済財政諮問会議においても、民間議員から地方への財政支出を削減する改悪案を提出するなど、「三位一体」改革の名で進められようとしている現実、まさに地方、住民の暮らしの切り捨てそのものに他なりません。よって「地方財政が破綻の道にすすむことのないように」するためには、本来国が責任をもつべき国庫補助負担金の削減・廃止ではなく、地方交付税の財政調整機能および財源保障機能を維持、充実することです。そのためにはいまこそ、小泉内閣の三位一体改革にたいして、地方から反対の声をあげることも必要です。このことを強く求めている我が党提案の意見書案は自治体関係者の願いに応えたものであり、賛同を求めます。

4会派提案の意見書案は、いくらかの税源移譲と引き換えに、国庫負担金や地方交付税を

大幅に削減する三位一体改革を前提としたものであり、市町村の苦しみに応えたものとはなっていません。よって反対です。決議案については、市町村財政への支援強化を求めるものであり賛成ですが、とりわけ規模の小さい町村が自立できるような支援策を求めておきます。

つぎにわが党提案の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）についてです。

義務教育費国庫負担制度は、憲法、教育基本法に規定された国民の教育権を保障するために、「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかることを目的」とした制度であり、まさに公教育の根幹をなす制度です。

文部科学省の試算では、国庫負担金が廃止され、全額を税源移譲した場合の各都道府県における現在の負担金の交付額との比較で、本府を含む40道府県において減収となり、義務教育の財源保障をなくすとともに、当然、地方によって教育の格差を生むこととなります。そればかりか、教職員定数配置に決定的な影響を与える国庫負担金が廃止されれば、今や圧倒的な国民世論にまで高まっている少人数学級実現などへの願いに背を向け、後退させてしまう事態になりかねません。

だからこそ、日本PTA全国協議会をはじめ、全国の小学校校長会や中学校校長会など多くの教育関係者から、義務教育費国庫負担制度の堅持が強く求められているのです。わが党意見書案へのご賛同をお願いします。

次に、私学教育の振興に関する意見書（案）についてです。

小泉内閣は「三位一体の改革」としてあいついで国庫補助負担金の廃止を強行しようとしています。これには、公立の義務教育費国庫補助などとともに、私立高校学校等経常費助成費等補助金も対象とされ、その税源移譲も最大八割とされています。その結果、文部科学省の試算でも、本府で12億円も削減されることとなり、教育水準の低下、教育条件の後退など、30年間にわたって培ってきた私立学校振興助成法にもとづく私学助成制度が、根底から崩されようとしています。

長引く不況のもとで、生徒・父母の学費負担の重さも、私学の教育条件もかつてない危機的な状況にある今ほど、公教育費としての私学助成に係る財源保障が求められている時はありません。

4会派から提案されている意見書案に対して賛成するものですが、この意見書案には、私学振興補助金制度廃止など、私学をめぐる緊迫した状況を反映していないという不十分さを持っています。

わが党提出の意見書案は、私立学校振興助成法にある教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減をはかるために、私立高等学校等経常費助成費等補助金を維持し、一層の充実を図ることを強く求めているものです。賛同をお願いします。

次に、自民党など4会派提案の「牛海綿状脳症（BSE）に対する意見書案」についてです。いま政府が、現行検査技術では20ヶ月齢以下のBSE感染牛の発見が困難であることを口実に全頭検査体制の見直しと、これをもとに米国産牛肉の輸入再開をしようとしていることに、多くの国民が不安を感じ、アメリカの圧力に屈した態度に強い憤りを感じています。

すでに日本国内でも21ヶ月齢の感染牛が発見されており、しかもアメリカでは個体管理ができていないため月齢が正確にはわからないこと、危険部位の除去に問題があること、肉骨粉の交差汚染の可能性などからみても、20ヶ月齢以下の牛が安全である保障はどこにもありません。また、20ヶ月齢以下のプリオンの検査も可能との研究発表がすでにアメリカでおこなわれており、日進月歩の検査技術の発展があるもとで、全頭検査を見直す根拠はどこにもありません。

よって、この意見書を提出することは当然であり、賛成するものです。

今府議会には、食の安全を求める府民から、こうした意見書の提出を求める請願が、14件提出されました。これらの請願は、今回全会派一致で採択された京都府獣医師会提出の請願とまったく同趣旨であり、府民の願いに誠実に応える立場にたつなら、すべて採択されてしかるべきものです。それを理由にならない理由をつけて不採択にし、しかも「国への意見書提出を求める」とした京都府獣医師会の請願を全会派一致で採択しておきながら、委員会

提出の意見書として取り扱うことにわざわざ反対し、会派提出に固執した自民党などの態度は、党利党略で議会運営をゆがめるものにほかなりません。このことを厳しく指摘しておきます。

次に、「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書案」についてです。この病気は、意見書案にもあるように交通事故等、身体への衝撃によって発症し、誰でもが遭遇する日常的な出来事によって引き起こされる可能性のある病気で、長年苦しんでおられる潜在的患者数は20万人をこえるといわれています。現状を踏まえ対策を行うことが早急に求められています。患者や家族のみなさんは、この治療を行う病院は京都府内にはまだなく、大変な苦痛を伴いながら時間と費用をかけて他府県で治療を受けておられ、この病気や現状を認識していただき、府内の病院で一日も早く相談や検査・治療が開始されることを願っておられます。このことを指摘した上で、意見書案に賛成するものです。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

- 9月定例府議会に提出された意見書案、決議案の全文と採択の結果を紹介します。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

義務教育費国庫負担制度は、国として教育に責任を持つ根幹であり、地方の財政力格差にかかわらず、憲法の定める教育権の保障及び義務教育の無償の原則、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる観点から実施されたものである。

ところが、今日、義務教育費国庫負担金の削減・廃止の議論がすすめられているが、そうなれば教育費の実質削減をまねくことは明らかであり、教育水準の低下、教育条件の後退及び地域間の格差をもたらすことになりかねない。

これに対して、日本PTA全国協議会をはじめ、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会・全国連合小学校長会・全日本中学校長会などは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めている。

よって、国におかれては、義務教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	扇 千景 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
総務大臣	麻生太郎 殿
財務大臣	谷垣禎一 殿
文部科学大臣	中山成彬 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

私学教育の振興に関する意見書(案)

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

京都府における私立学校教育は、公教育の重要な一翼を担っており、私学振興が重要な課題となっている。

しかしながら、政府がすすめる「三位一体の改革」による国庫補助・負担金の廃止・削減の対象に、私立高等学校等経常費助成費補助金があげられ、30年間にわたって培ってきた私学助成制度が根底から崩されようとしている。

今日、長引く不況のもとで児童・生徒の中には、学費の長期滞納や中途退学を余儀なくされる事態も増加し、奨学金制度の充実などへの要望も強まっている。同時に、少子化による児童・生徒の減少の中で、財政基盤の弱い私立学校の経営は困難に直面している。

わが国の教育の将来を考える時、公私あいまっての教育体制が維持されることが強く求められている。

そのためには、私立学校振興助成法に明示されているとおり、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図ることが必要である。

よって、国におかれては、私立学校教育の現状と重要性を認識され、私立学校助成に係る財源保障としての私立高等学校等経常費助成費補助金を維持し、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	扇千景殿
内閣総理大臣	小泉純一郎殿
総務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	中山成彬殿

京都府議会議長 田坂幾太

国庫補助負担金及び地方交付税に関する意見書(案)

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

政府はいま、①国庫補助負担金の削減・廃止、②地方への税源移譲、③地方交付税削減を進める「三位一体改革」を推進しているが、これは一定の税源移譲と引き換えに、国庫補助負担金や地方交付税を大幅に削減しようとするものである。

初年度となった今年度、税源移譲をはるかに上回る国庫補助負担金と地方交付税等の削減が行われ、地方自治体は予算編成にあたって多大な困難に直面し、市町村長をはじめ自治体関係者からの厳しい批判が噴出した。

こうした中、本年8月、地方六団体は「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出し、国庫補助負担金の削減・廃止のかわりに、3兆円の地方への税源移譲・地方交付税制度を堅持して都道府県・市町村の財政運営に大きな支障がでないよう求めたところである。

しかし、財務省は「公共投資の経費は建設国債発行でまかなっており、税源移譲の対象ではない」など、廃止後の財源保障はないという姿勢をとっている。

また、経済財政諮問会議では、政府の地方交付税総額抑制方針のもと、民間議員から地方交付税制度の抜本改悪案が提出されたところである。「三位一体改革」の推進が、地方自治体を深刻な財政危機に陥れるものであることは、すでに明白である。

よって、国におかれては、福祉や教育など、本来国が責任を持つべき諸制度の国庫補助負担金の削減・廃止を行わないこと、また、地方交付税の財政調整機能及び財源保障機能を維持・充実されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長	扇 千景 殿
内閣総理大臣	小泉 純一郎 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
財務大臣	谷 垣 禎 一 殿
経済財政政策担当大臣	竹 中 平 蔵 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

郵政事業の民営化に関する意見書(案)

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

政府は、9月10日の臨時閣議において、日本郵政公社を分割民営化する基本方針を決定した。

しかし、郵政事業が民営化されれば、国民生活の利便安定より株式会社の収益上の採算と効率化が重視され、地方でも都市部でも郵便局の統廃合が危惧される。また、現状でも過疎地域の郵便局など特定郵便局の集配業務は採算割れになっており、料金値上げ等も予想され、その上、簡易保険、郵便貯金が分割されれば、過疎地域の特定郵便局の存立は一層不可能となり、住民に身近な財産管理・運用の場が失われる。そうなれば、ユニバーサルサービスの継続・維持が困難になる等、地域住民の生活に重大な悪影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、郵政事業の積極面をよく考慮され、次の事項を堅持されるよう強く要望する。

- 1 国民生活にとって欠かすことのできない郵政事業の民営化は行わないこと。
- 2 郵政三事業に関する、各事業法第1条に規定された事業目的(公共の福祉の増進)を公社のもとでも積極的に発展させること。
- 3 第三種郵便、第四種郵便など、社会福祉的な配慮から安く設定されている料金制度を維持・継続すること。
- 4 生活のネットワークである郵便局は、過疎地域や地方だけでなく、都市部でもかけがえのない公的金融機関になっている。郵便局の廃局や統合など、国民に不便や痛みを押しつける行為は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 目

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	扇 千景 殿
内閣総理大臣	小泉 純一郎 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
財務大臣	谷 垣 禎 一 殿
経済財政政策担当大臣	竹 中 平 蔵 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

市町村財政への支援の強化を求める決議(案)

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

政府においては、地方六団体共同案である「国庫補助負担金等に関する改革案」の提出を受け、11月半ばには改革案の全体像をまとめることとされている。

政府と地方六団体との協議会での政府側の主張や経済財政諮問会議での議論の過程を見れば、地方財政とりわけ財政基盤の脆弱な市町村財政は破綻の道をたどるのではないかとという危惧を抱くものである。

本年末の政府予算の編成により、地方財政への影響は多大なものとなることが予想され、また、その痛みが市町村に分担させられることも懸念されるが、持続可能な自治体財政のあり方を展望しつつ、痛みを極力軽減することが求められている。

よって、京都府におかれては、政府への更なる働きかけと同時に、市町村財政への支援の強化を図られるよう要請する。

以上、決議する。

平成16年10月 日

京 都 府 議 会

私学教育の振興に関する意見書(案)

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、本府の公教育の発展に寄与している。

しかしながら、少子化による生徒数の減少や長引く景気低迷の中であって、私立学校の経営はいよいよ厳しい局面に立たされている。

我が国の教育の将来を考えると、公私あいまの教育体制が維持されてこそ、健全な教育が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえうるものと考えられる。

そのためには、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立学校に比べてはるかに財政基盤が弱い私立学校の経営の健全性を高めていくことが必要である。

よって、国におかれては、私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学教育振興の一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	扇千景殿
内閣総理大臣	小泉純一郎殿
総務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	中山成彬殿

京都府議会議長 田坂幾太

地方財政の破綻防止を求める意見書(案)

可決（与党4会派提案 賛成：与党4会派）

平成12年4月の地方分権一括法の施行により行政事務区分の整理や地方事務官制度の廃止など、地方分権が一步その歩みを進めたものの、税源移譲や権限委譲などの重要課題は何ら解決されず、地方分権は停滞したままとなっていたにもかかわらず、平成16年度には、地方の意見を取り入れられることなく、税源移譲が先送りされたまま、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減のみが行われたのである。そのような中、政府から地方六団体へ、本年6月4日の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の閣議決定に基づく改革案の提出を要請されたところである。要請は、地方公共団体の目指す方向とは異なる前提であり、本来なら応える必要もないところであるが、平成16年度措置の轍を踏まないためにも、不本意ながら政府の要請に応えることとし、難産の末、「小異を捨てて大同につく」という観点に立ち、地方六団体共同案として「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出したところである。

そもそも、地方分権の推進にあたり、地方六団体では、自己責任と自己決定を原則とした真の地方分権を実現するためには、地方歳出に見合う税源の移譲を基本に地方の財政の自立性を高めるよう求めている。

また、国会決議でも、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限委譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、21世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務であるとうたわれている。

しかるに、政府と地方六団体との協議会においては、代替案を提示もせず、地方六団体共同案への批判のみに終始するありさまであり、また、経済財政諮問会議でも、地方分権に主眼をおいた税源移譲や権限委譲は全く無視し、国家財政再建の対症療法としての地方支出の削減案を目指すありさまである。更には、国債を財源とする国庫補助負担金事業の廃止にあたっては、税源移譲はあり得ないとする発言など、政府は、地域経済や地方財政の水準維持に対する責任を放棄したのかと危惧するところである。

よって、国におかれては、地方財政が破綻の道を歩むことのないよう、国庫補助負担金等に関する改革案とこれに込めた地方六団体の思いを真筆に受け止め、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	扇 千景 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
総務大臣	麻生太郎 殿
財務大臣	谷垣禎一 殿
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵 殿

京都府議会議長 田坂幾太

郵政事業の経営形態のあり方について国民的合意を求める意見書 (案)

可決(与党4会派提案 賛成:与党4会派)

政府では二〇〇七年に民営化を実施することとし、持株会社のもと窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金余社及び郵便保険金社として独立させるなどの基本方針を去る9月10日に閣議決定したところである。

郵政三事業の在り方については、今日まで歴史的に様々な議論がなされてきており、その結果「郵政公社法」が制定され平成15年4月から日本郵政公社のもとに三事業が運営されている。

全国2万4,700の郵便局は、ユニバーサルサービスとして三事業を全国公平に提供するとともに、各自治体との連携により住民票や納税証明等の交付事務を行うなど国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与しているところであり、今後さらに、地域の過疎化、少子・高齢化が進行する中で、郵便局のネットワークの役割、重要性はますます大きくなるものと考えられる。

従って国民生活・利用者の立場からの改革を積極的に推進し、民間にできることは民間に基本とするべきである。

よって、国におかれては、次の事項に十分留意され、国民的合意のもとに郵政事業の改革を進められるよう強く要望する。

- 1 郵政事業の今後の改革に当たっては、スタートした日本郵政公社の経営の効率化やサービスの改善等の成果を十分検証するとともに、拙速な分割・民営化議論を進めるべきでないこと。
- 2 今後の改革に当たっては、何のための改革であるのか、国民生活や経済にどのようなメリット・デメリットがあるのかを国民にわかりやすく示すこと。
- 3 地方、とりわけ過疎地の郵便局を市場原理にゆだねることなく、今後とも維持していくこと。また、貴重な国民的資産である郵便局ネットワークを地方の活性化等に活用すること。
- 4 5原則(経済活性化、構造改革全体との整合性、国民生活の利便性、ネットワーク資源活用、雇用への配慮)を踏まえ、職員が希望を持って働ける環境を作るため雇用には十分配慮すること。
- 5 改革の移行期においては、国民生活・国民経済への影響を考慮し、郵便事業の債務超過の解消や各事業の経営基盤の強化、民間との公平・公正な競争条件の確保、国債マーケットへの配慮などに留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 月 日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	扇千景殿
内閣総理大臣	小泉純一郎殿
総務大臣	麻生太郎殿
財務大臣	谷垣禎一殿
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵殿

京都府議会議長 田坂幾太

牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見書(案)

可決(与党4会派提案 賛成:全会派)

内閣府の食品安全委員会は、去る9月9日、「我が国における約350万頭に及ぶ検査により、20ヵ月齢以下のBSE感染牛を確認できなかったことは、我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実」などを骨子とするプリオン専門調査会の「中間とりまとめ」を了承した。

これを受けて、厚生労働省・農林水産省は、全頭検査体制の見直しの検討を行うとともに、米産牛肉の輸入再開条件を詰める日米協議が本格化するとの報道がされている。

しかしながら国内では、熊本県で9月13日に、さらに22日には奈良県で、相次いでBSE牛の確認がされたところであり、未だBSEに関して清浄化されたと言える状態ではなく、清浄化が確認されるまでの間、消費者の国産牛肉に対する安心を図るためには、国内の全頭検査体制の維持は不可欠なものである。

また、米国のBSE対策については、BSE発生の原因とされる肉骨粉について、豚、鶏などの飼料への使用が禁止されていないことから、交差汚染の危険性が排除されないこと、特定危険部位の除去が不徹底であること、個体管理ができていないため月齢確認が困難であることなど、多くの問題点が指摘されている。

牛肉に対する消費者の安心を確保するためには、しっかりとした国内におけるBSE対策を講じるとともに、輸入される牛肉についても、同一基準で対策がおこなわれることが不可欠である。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 BSEに関して清浄化が確認されるまでBSE全頭検査体制を堅持すること。
- 2 我が国と同一基準による安全措置が確立されるまで米国産牛肉の輸入は再開しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 月 日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	扇千景殿
内閣総理大臣	小泉純一郎殿
外務大臣	町村信孝殿
厚生労働大臣	尾辻秀久殿
農林水産大臣	島村宜伸殿
経済産業大臣	中川昭一殿

京都府議会議長 田坂幾太

低髄液圧症候群(脳脊髄液減少症)の治療推進を求める意見書(案)

可決(与党4会派提案 賛成:全会派)

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故その他頭頸部や全身への強い衝撃によって、脳脊髄液が慢性的に漏れ続ける病気である。この病気の症状は、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感など、さまざまな症状が複合的に現れるもので、この病気で苦しんでいる患者が全国から数多く報告されている。

しかし、これまで医療現場においては、原因が特定できない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」とされ、患者の肉体的、精神的苦痛を軽減することはおろか、むしろ理解されることなく、苦痛を助長する現状であった。最近このような症状は脳脊髄液の減少に起因することが究明されてきており、この病気に対する治療法(ブラッドパッチ療法)が開発され、その治療効果が明らかになってきている。

髄液もれに関する医学論文等の報告は数多くあるものの、認知が高いとは言えず、いわゆる「むち打ち損傷」を原因とする脳脊髄液減少症の治療であるブラッドパッチ療法が保険で認められていないのも、普及が進まない原因であるかと思われる。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 交通事故後の後遺症で苦しむ患者、外傷による髄液漏れの患者の実態調査を実施すること。
- 2 低髄液圧症候群(脳脊髄液減少症)についての更なる研究の推進とブラッドパッチ療法を含め、いわゆる「むち打ち症」の治療法を早期に確立すること。
- 3 低髄液圧症候群(脳脊髄液減少症)の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等に対して保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	扇 千景 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
厚生労働大臣	尾辻秀久 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

北方領土の返還に関する意見書(案)

可決(全会派提案 賛成:全会派)

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土返還は、日本国民の総意であり、戦後60年を迎えようとする今日も変わる事のない悲願である。

この北方領土問題については、平成5年10月の東京宣言において、領土問題解決に向けての新たな交渉基盤が確立され、平成15年1月に採択された日露行動計画において、北方領土の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を可能な限り早期に締結し、両国間の関係を正常化すべきであるとの決意が確認されたところである。

よって、国におかれては、来年の日魯通好条約締結150周年という節目の年に向け、国民総意の基に一層強力な外交交渉を行い、北方領土問題を解決し、平和条約を締結して両国間に真に安定的な平和友好関係を確立するため、最善の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	扇千景殿
内閣総理大臣	小泉純一郎殿
外務大臣	町村信孝殿
沖縄及び北方対策担当大臣	小池百合子殿

京都府議会議長 田坂幾太